

戦没者の遺骨収集に関する有識者会議

令和5年度第2回議事録

厚生労働省社会・援護局援護企画課

○中村課長補佐 それでは、定刻となりましたので、令和5年度第2回「戦没者の遺骨収集に関する有識者会議」を始めさせていただきます。

本日はお忙しい中、お集まりいただき、ありがとうございます。

司会を務めさせていただきます、社会・援護局援護企画課の中村と申します。どうぞよろしくお願いたします。

冒頭、厚生労働省事務局の泉大臣官房審議官から御挨拶を申し上げます。

○泉大臣官房審議官 本日は御多忙のところ、「戦没者遺骨収集に関する有識者会議」に御参集いただき、ありがとうございます。

大臣官房審議官の泉でございます。

社会・援護局長の朝川が公務の都合によりまして参加ができなくなりましたので、恐縮でございますが、私から一言、御挨拶を申し上げます。

令和5年度の戦没者の遺骨収集事業につきましては、近年の新型コロナウイルス感染症の影響も落ち着きまして、海外各地域での取組を順次再開しておりまして計画的に実施しております。

また、昨年6月には「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律の一部を改正する法律」が議員立法として成立をいたしまして、遺骨収集事業の集中実施期間が5年間延長され、令和11年度までとなりました。翌7月には集中実施期間における施策を総合的かつ計画的に行うため、政府におきまして「戦没者の遺骨収集の推進に関する基本的な計画」の見直しも行ったところでございます。

引き続き、ロシア・ウクライナ情勢など、海外情勢にも注視しながら集中実施期間のうちに可能な限り多くの御遺骨を収容できるよう、事業を推進してまいります。

本日の会議では、指定法人への指導監査結果、戦没者遺骨収集事業及び戦没者遺骨鑑定取組状況等について御議論いただくことにしております。

皆様からの忌憚のない御意見を頂戴できればと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○中村課長補佐 ありがとうございます。

本日は構成員4名、オブザーバー3名の方に御出席いただいております。

黒沢構成員なのですが、本日は所用により御欠席となっております。

事務局の出席者につきましてはお手元の座席図のとおりでございますが、昨年9月に人事異動がありまして幹部に変更がございましたので御報告させていただきます。

石塚援護企画課長です。

○石塚援護企画課長 石塚です。よろしくお願いたします。

○中村課長補佐 また、先ほど審議官からもお伝えいたしましたとおり、朝川社会・援護局長につきましては公務の都合により欠席となりましたので御了承願います。

それでは、大変恐縮ではございますが、報道関係者の皆様、撮影はこれ以降、御遠慮いただきますようよろしくお願いいたします。

(報道関係者撮影終了)

○中村課長補佐 なお、会議資料につきましては本日、議事録につきましては後日、厚生労働省のホームページにて公表いたします。

議題に移ります前に、初めに資料の確認をお願いいたします。

机上にございます資料ですが、議事次第、構成員等名簿、座席表、資料1「指定法人への指導監査結果について」、資料2「戦没者の遺骨収集事業の取組状況について」、資料3「戦没者の遺骨鑑定の取組状況について」、資料4「令和6年度予算案について」を配付しております。

資料の配付漏れ等がございましたら、事務局までお申出いただければと思います。よろしいでしょうか。

また、卓上マイクの御説明なのですけれども、御発言される際は中央のボタンを押していただきますと赤いランプがつきますので、ランプがつきましたら発言をお願いいたします。また、発言が終わりましたら再度ボタンを押して赤いランプを消していただきますようによろしくをお願いいたします。

それでは、議事を進めていただければと思いますので、犬伏座長、進行をよろしく願います。

○犬伏座長 それでは、座ったままで失礼いたします。

本日はお忙しい中、御参集いただきましてありがとうございます。どうぞよろしく願います。

本日の議題は議事次第を御覧いただければ分かるとおおり、4点となっております。

まず(1)が「指定法人への指導監査結果について」、(2)が「戦没者の遺骨収集事業の取組状況について」、(3)が「戦没者の遺骨鑑定の取組状況について」、(4)が「令和6年度予算案について」、以上の4点ということになっております。

先ほど資料も確認いただいたとおおり、資料としては4点ございます。

それで、本会議の進め方ですけれども、まずは資料の説明を事務局から順次お願いしたいと思います。その後、各構成員やオブザーバーの方々から御意見、御質問をいただくということで進めさせていただきたいと思います。

なお、御参集いただいた構成員やオブザーバーの方々にはいろいろ御意見をいただくことになろうかと思うのですが、事務局から回答するというのもございますので、質問が多岐にわたる場合は申し訳ございませんけれども、1つずつの質問という形で進めさせていただきたいと思います。

それでは、資料1について御説明を事務局からお願いいたします。

○中村課長補佐 事務局の中村です。

それでは、資料1「指定法人への指導監査結果について」、御説明をさせていただきます。

資料を1枚めくっていただきまして、1ページを御覧ください。

ここで言う指定法人とは、戦没者の遺骨収集の推進に関する法律に基づき、戦没者の遺骨の情報収集・遺骨の収容、送還等を適正かつ確実にを行うことができる者として、平成28年8月19日に厚生労働大臣が指定いたしました一般社団法人日本戦没者遺骨収集推進協会のことでございます。厚生労働省では、指定法人に委託している戦没者遺骨収集等事業について、毎年1回事務所へ立ち入り、法令等に基づき業務運営が適正に実施されているかについて指導監査を実施しております。指導監査の結果につきましては、毎年本有識者会議において御報告しておりますが、本日は令和5年9月に実施いたしました指導監査の結果について御報告させていただきます。今回報告する内容につきましては、1つ目に令和5年3月及び7月に開催されました有識者会議において、令和4年度の指導監査の結果等について構成員からいただいた助言や御意見を踏まえた指定法人の対応状況、2つ目に、令和4年度指導監査における厚生労働省の指摘を踏まえた指定法人の対応状況、3つ目に、令和3年度指導監査における厚生労働省指摘事項に対する指定法人の対応状況のフォローアップ、最後に、令和5年度に実施した指導監査の結果の御報告になります。

資料の2ページを御覧ください。有識者会議における構成員からの助言・意見への指定法人の対応状況の御説明になります。まず①番について簡単に経緯を申し上げますと、令和3年度指導監査において不適切な契約手続が認められたため、会計規程の整備をするように口頭指摘を行いました。これを受けまして、指定法人は令和4年3月に会計規程細則を改めまして、一般競争入札による場合や随意契約によることができる場合について具体的に金額の基準を定めたところでございます。令和4年度の指導監査におきまして、竹内構成員のほうから、特に支出に関するものは継続して状況を確認する必要があるということございまして、契約に基づくものについては業者の選定プロセスが適切になされているか、契約に基づいた役務提供なり、物品購入が行われているかについて確認するよう御助言をいただきました。これを踏まえまして、こちらの指導監査で確認したところ、指定法人の対応状況ですが、先ほど御説明した会計規程細則の基準に従って入札、随意契約手続を行っているところ、一部の契約について基準額を超えた随意契約をする際に必要とされる理由書の作成漏れが見られました。契約に当たり、指定法人のほうで情報を収集して、ほかに業務を担える業者がないことを確認の上で随意契約をしたというものなのですが、こういったもので理由としてはきちりあるのですが、やはり会計細則に定める理由書がないということで、こちらのほうで再度規程等の確認、整理の上で職員に周知徹底いただき、適切な契約手続を行うよう指導いたしました。また、購入した物品に関しましては、担当者が契約書及び納品書と現物を確認しております。役務の提供については、派遣先において各地域担当者で業務の完了を確認しております。また、現地に配置している現地調査については随時報告書、領収書、写真等で確認を行っているということございまして、②番につきまして、下の四角、参考というところを御覧ください。こちらは、令和4年度の指導監査において口頭指摘になった事項でございます。指定法人の会計規程におきまして、遺骨収集等、海外での派遣の所要経費は概算額を算定し、仮払金として派

遣団の会計責任者へ支出し、帰国後1週間をめどに精算することになっておりますが、令和3年度の一部の海外派遣、令和4年1月マリアナ諸島現地調査におきまして、会計責任者の仮払金の精算が帰国後1か月を要していたため、会計規程に準じて適切に処理するよう指導したところでございます。なお、国の海外派遣では、帰国後2週間以内に精算することになっているため、実態を踏まえて規程の改正を含め、検討するように指定法人に対して助言を行ったものです。こちらにつきまして、竹内構成員から、法人の実情に合わせて精算期間が2週間のほうが望ましいのであれば改定する必要があるだろうと御助言をいただきました。指定法人の対応についてですが、この1か月を要したケースは領収書に誤りが判明しまして、相手方に修正を依頼し、時間を要したという事情があったということでございます。この口頭指摘以降で精算行為が遅れた案件はないということも確認してございます。また、新型コロナウイルスの収束に伴いまして現在派遣が増えておりまして、職員があまり間を置かず、次の派遣に行くことが増えたため、指定法人のほうでは短期間に精算を済ませられるよう、派遣中に精算作業を進めることとしております。そういった事情から、指定法人としては現状1週間で精算処理ができていることから、会計規程の改正は不要という見解でございましたので、厚生労働省としては今後も引き続き期限内に精算を完了させていることを来年度の指導監査、定例会議等で確認していくことといたしました。

3ページの③番を御覧ください。竹内構成員から、仮払金の精算のときに支出の根拠となる書類が全て整備されているか、現場において不明瞭な支出がないかについてきちんと心証を得ていただきたいという御指摘があったものでございます。指定法人では、仮払金の精算に当たっては複数体制で領収書等の確認を行っておりまして、作業が完了した精算書類は派遣報告書とともに厚生労働省に提出いただいております。厚生労働省でも精算書類を精査して、疑義があれば指定法人に確認を行っておりまして、不明瞭、不適切な支出がないような体制を整えておるところでございます。今回の監査時も仮払金の清算書を確認しておりまして、支出案件ごとに根拠資料が整備されていることを確認しております。下の④番なのですが、こちらは令和3年度の有識者会議で指導監査結果を報告した際に黒沢構成員のほうから、各種規程やルールを遵守する組織文化がないと、適切な運営、執行への改善は期待できないため、具体的な改善策を検討することと助言いただいたもので、令和4年度第2回の有識者会議でこの助言を受け、指定法人のほうでまず専務理事と部長が全職員と面談を実施していること、新たな取組の一環として職員の業務に対するモチベーションの向上などを期待し、令和5年度から人事評価制度を導入するとして御報告していたものでございます。令和5年度におきまして、指定法人では人事評価制度を導入しております。具体的には、実施に当たり、職員各自が目標設定シートを提出し、上長と面談を実施して目標のすり合わせを行います。令和5年11月に自己評価を提出し、上長と面談後、評価を実施し、12月の期末手当に反映させております。評価項目の中にはルールや規則の遵守に関する部分を入れ込んでおりまして、そういったものは評価されるという

ことを職員にも周知しているといったところでございます。令和6年度以降は、前年度の評価を6月、12月の期末手当に反映することとしております。その他、指定法人の対応として、各種規程類はパソコンの共有領域に保管し、職員は随時参照できるようにしております。また、新規採用者には規程類一式を渡して総務担当者がレクチャーしているほか、既存の職員に対しても旅費規程・仮払金、派遣期間中の労務管理等に関して随時研修を実施し、知識の定着、コンプライアンスの強化を図っていることを確認しております。

次に、4ページを御覧ください。こちらは、令和4年度の厚生労働省の指導監査における指摘事項への対応でございます。上段の「口頭指摘」の部分は、先ほど御説明した仮払金の精算期間と同内容でありまして、また改善済みでございますので、ここでは説明は省略させていただきます。下の「助言」の部分ですが、指導監査における助言について会計規程のほうでは、契約内容の共有のため毎月整備することと定められている月次契約状況報告書の記載内容を確認した際に、令和4年2月以降の報告書について海外派遣における旅行業者選定の契約案件のみが記載されているという状況であったため、会計規程細則に定める適切な契約や支出がなされているかの確認を行うという観点から、契約金額が少額を超える契約及び支出については報告書に記載するよう助言を行ったものでございます。この助言を受け、指定法人としても80万円以上の契約、支出案件を記載していただくようになっていたのですが、今年度確認したところ、リース等の年度で自動更新されるものや、一部の随意契約について報告書への記載漏れが確認されたため、改めて記載する対象案件の整理を指導いたしました。指定法人においては、契約管理チェックシートというものを今後作成いたしまして、今後は漏れのないような手続を進めていくという予定でございます。

次に、5ページを御覧ください。こちらは、令和3年度の指導監査における厚生労働省からの指摘に対し、既に令和4年度に指定法人のほうで対応を行っていただいたものでございますが、それについてフォローアップを行ったものです。令和3年度は1つの文書指摘、3つの口頭指摘、1つの助言、計5つでございましたが、そのうち2つについて改めて改善が必要な事項が確認されました。まず①番です。「適切な物品の管理」について、令和3年度に一部の物品が複数年にわたって貸与されているなどの状況が認められて指導を行い、令和4年度の指導監査時に指定法人側では貸与物品について半期に1度物品管理者に返却させ、状態確認を行うことや、紛失の場合の理由書作成を職員に周知するとともに、物品管理者と検査員による二重チェック体制を整備し、物品返却、状態確認を実施しているといったことを確認いたしました。今年度の指導監査において物品供与簿の確認をしたところ、半期ごとの物品の返却確認はしていただいているのですが、さらに踏み込んで、派遣のために借用したデジタルカメラを派遣後数か月返却していないというケースがございました。具体的には、既に次の派遣が入っているため返却していなかったという理由だったのでございますが、備品を効率的に利用するためにも派遣から戻った際はすぐに返却いただくよう、物品管理官を通じて改めて周知するように指導を行ったところで

ございます。下の②番ですが、先ほど2ページの①の竹内構成員の助言の部分で御説明した基準額を超える随意契約に必要な理由書の作成に漏れがあったというものは同内容でございますので、こちらも説明を省略させていただきます。

続きまして、6ページを御覧ください。令和5年9月に実施いたしました指導監査における指摘事項になります。口頭指摘が3つ、助言が2つという結果です。1つ目の口頭指摘でございますが、「会計規則に基づいた契約手続きの順守」です。先ほども御説明している部分でございますが、今回の指導監査において基準額を超える随意契約の一部について理由書が作成されていなかったため、これを作成するとともに、会計手続書類のチェックリストを作成して職員に周知するよう指導いたしました。指定法人では、理由書作成の周知徹底及び総務部で書類に漏れないか、都度確認するとともに、今後は契約管理チェックシートというものを作成して漏れない手続を行う予定になってございます。2つ目は、こちらも先ほど御説明しましたが「適切な物品の管理」です。派遣で借用したデジタルカメラを派遣後、数か月返却しないケースが確認され、都度返却するように物品管理者を通じて職員へ周知するよう指導しております。指定法人では、本件の周知徹底と物品管理者による管理簿の定期チェックを評価していただいております。3つ目は「休暇取得の適正な手続き」です。出勤簿、休暇簿を突合したところ、一致しない事例がありました。また、就業規則の中に特別休暇というものがございます。これは、例えば忌引などでその日から7日間休暇をされるといったものでございますが、その特別休暇期間中に休日が介在するときは、その休日は特別休暇の日数に通算するとされているところ、休日を通算せずに休暇を取得しているという事例が見られました。協会へは、これらの事例に係る休暇処理の修正を指示し、職員への休暇制度の周知徹底と休暇申請のチェックを強化していただいております。次は、助言の部分になります。1つ目は「振替休日の取得時期」です。指定法人が行う遺骨収集などの派遣において土日休日勤務をした場合、就業規則では休日勤務後、原則1か月以内に振替休日を取得することとされていますが、次の派遣や報告業務が立て込んでいたため、3か月後に取得したというケースがございました。厚生労働省としては、できるだけ規程の原則どおりに振替休日を取得できるよう体制を整えていただくことや、国の場合では休日勤務の前4週間、後ろ8週間の振替えが可能であるところがございますので、必要に応じて規程の改正を検討するように助言を行いました。指定法人では、これを受けまして現在規程の改正を検討中でございます。2つ目の助言は、旅行命令簿への変更決定日の記載でございます。旅行命令とはちょっと聞き慣れない言葉かと存じますが、派遣の命令と捉えていただければと思います。指定法人の旅費規程では、派遣は専務理事が発する旅行命令に基づき行われるものとされております。派遣期間中の事情変更として、昨年度では天候、台風や新型コロナ感染によって変更がございまして、旅行命令の変更が必要となった場合は派遣団長が専務理事及び所属部長に電話、メール等で連絡を取って変更しております。旅費規程上、変更した場合は速やかに命令簿に当該旅行に関する事項を記載すること、とのみ示されており、実際に旅行命令変更日を記載するという

ことになっていないのですけれども、この命令変更日は実際に組織としていつ変更を決定したのかという記録が必要でございますし、これは旅費のキャンセル料にも関わる事項でございますので、命令変更日を記載するように助言を行ったものでございます。国の場合でも、命令変更日は旅行命令簿に記載することになっております。以降、指定法人のほうではこちらの変更日の記載の徹底をしていただいております、その部分において漏れがないか、都度確認を行ったという対応をしていただいております。

次の7ページを御覧ください。2つ目の大きな事項として、これまで御説明いたしました令和5年度の監査結果を踏まえた課題と対処方針でございます。まず課題でございますが、令和4年度指導監査実施の口頭指摘については改善が図られておりましたが、助言の月次契約状況報告書の適正な作成については改善傾向があるものの、今回の監査では不備が見られました。令和3年度指導監査実施時の指摘事項について今回フォローアップを行いました。令和3年度の口頭指摘のうち物品管理、規程等に基づく契約手続において改善が必要な事項が確認されました。また、有識者会議において構成員から助言をいただいた事項のうち、上記同様の規程に沿った契約手続の部分で改善が必要であるといった事項が確認されました。上記のほか、休暇手続、振替休日の取得、旅行命令簿の記載に関して改善が必要であるといったところが確認されたこととございます。これらの課題につきましては、御報告したとおり、既に指定法人のほうで対応が進められておりますけれども、厚生労働省の対処方針としては今回、再度口頭指摘となった会計手続の部分は指定法人においてチェックリスト作成など、具体的な対策を講じていただき、その後、定期的な改善状況の報告を求め、適切な業務運営が行われるよう指導を行っていくこととしております。

また、有識者会議における構成員からの意見に対する指定法人の取組状況についても、引き続き対応状況の確認を行うとともに、見直しが必要な場合には改善が図られるよう、随時指導を行うことといたします。

以上が説明となりますが、8ページ以降については「指定法人の概要」ということで参考資料になりますので、説明はここでは省略させていただきます。

○犬伏座長 犬伏です。

ここまでの事務局からの説明に対して、御質問や御意見があればお願いしたいと思えます。発言者の方は手を挙げていただきたく思いますので、よろしくお願いします。

それでは、竹内構成員からよろしくお願いします。

○竹内構成員 令和5年度の指導監査結果の御説明、ありがとうございます。何点か感想というか、コメントをさせていただきます。

まず1点目が、派遣中の仮払いの精算は1週間が規程になっているところ、2週間になってしまった事案に関して、業務の実態に応じて延長も国に合わせて2週間にというふうにコメントを前回さしあげたところですが、この件に関しましては領収書に不備があったということで再発行とか、現地からまた取り直すとか、そういったやむを得ない事情があったというふうにお聞きしていますので、そういった事情があるのであれば現行の

規程でおやりになるのが適切だろうと思います。

もともと仮払いの精算というのは旅行終了後、速やかに行うのが望ましいわけで、その期間はなるべく短いほうがいいわけですから、延長するよりも現行の規程でやられるほうがよろしいかと思います。その場合、御説明は今ありましたとおり、渡航中になるべく領収書であるとか、支出の根拠となるものを確実に入手する。そこに不備があるかどうかを現地にて確認できるということが一番肝要になるのかなと思いますので、その辺りの徹底をしていただきたいと思います。

次に、随意契約をされる場合、一定の金額に満たない契約で随意契約をされる場合に、随契理由の理由書が作成されていなかった、漏れていたということがございました。これについては、随契を行う場合については理由書を作成の上、内部でそれを承認されて契約しないしは取引を行うという手順になっているかと思しますので、こういったことがないように今後は気をつけていただきたいと思います。

それから、指導監査において理由書の不備、漏れから一步踏み込んで、その理由書がなかった案件に関して随契が適切であったかどうか。その理由がやむを得ない理由に該当するのかどうか。そういったところまで評価するようにしていただいて、そこで何らかの、これは随契にすべきではないというような案件であれば、また違った意味合いの御指摘を法人のほうにさせていただくということで、一步踏み込んだ監査をしていただきたいと思います。

○犬伏座長 今回の点につきまして、事務局のほうから何かお返事いただければと思います。
○中村課長補佐 ありがとうございます。先ほどの2点目の一步踏み込んだという部分につきまして、今回も理由書がなかったということで、まず理由書は契約の前に例えば情報収集したのかとか、どういった理由があったのかというところは、指定法人で確認しております。現地で契約するに当たって業者を探さなければいけないのですが、その業者を事前に探したんだけど、業者が1つしかなかった。そういったことで、やむを得ずその業者と契約したというところは内部で整理の上やっていたんですけども、その書類がなかったという事案でございました。

ただ、竹内構成員のおっしゃるとおり、そういった場合ではないケースもあるかもしれませんが、今後はまたそういったものがありましたら確認していくこととしておりますし、また、チェックリストというものをつくってもらってまず漏れがないようにしていただくということも指定法人にお願いしたところでございます。

○犬伏座長 よろしいですか。

○竹内構成員 ありがとうございます。現地でそういった事情があるということをつきつきり文書化して残しておくということをお願いしたいと思います。

あとは、物品の管理につきましてもやはり私的流用がないように、適時返還するなり確認をしてもらうとか、事務的に一回返還するのが大変であれば、その現物の所有について確認するとか、私的に使わないということを守っていただきたいと思います。

あとは、契約内容の一覧表につきましては契約内容の共有という目的もございますが、業者を適切に選定しているかどうかというのを内部でモニタリングするのに非常に有効かと思えます。契約が網羅されていて、それがどういう形で調達されているか。随契であるのか、競争入札でやられているのか。そういったものを内部でチェックするのに非常に有用ですので、漏れのないように作成して、作成することだけではなくて、それをきっちりと内部でも定期的にチェックしていただくということが必要となりますので、つくるだけではなくてそれをきちんとモニタリングしていただきたいという感想を持ちました。

以上です。ありがとうございました。

○犬伏座長 竹内構成員、どうも御指摘や御意見ありがとうございました。

今の点について特に何かコメントがあれば、竹之下オブザーバーのほうから御回答というか、御意見についての返答をよろしく願います。

○竹之下オブザーバー 御指摘のことを十分踏まえてやっていくつもりでございます。どうもありがとうございます。

○犬伏座長 ほかの構成員の方、いかがですか。

では、お願いいたします。

○熊谷構成員 熊谷でございます。

全般的に言うと、法令違反の行為がないということですので十分対応はされているし、今までの指摘事項についても順次対応されていて、そういう意味では法人の運営としてはうまくいっているのだろうと私は思っております。それで、今回幾つかの指摘事項はあるのですけれども、例えば規程に関する幾つかの誤解に基づいたものというのは、多分そこはきちんと解釈をし直すことによって対応できるので、そういう意味では、例えば振替休日であるとか、休暇取得の手続といったようなところというのは順次問題なく対応されていくのだろうと思っております。そういう意味では、おおむね問題のない運営かなと思います。

ただ、私は竹内構成員と一緒に随契理由のところですね。そこのところは確かに地味で結構手間のかかる作業ではあるのですけれども、不祥事の未然予防という観点からは割合と重要な手続であったりもするので、その辺りをきちんとやっているんだということを運営側のほうが示すということも非常に重要だと思いますので、ここについてはなるべくといいますか、今後こういった指摘がないようにやっていただきたいと思います。

以上です。

○犬伏座長 ありがとうございます。今後、今の御指摘のように理由書というのは書けばいいというよりも適正に運営されているかということ、やはり契約として適正に行われているかということを確認するという手続でございますので、大変な御苦勞かとは思いますが、よろしく願いたいと思います。

それでは、ほかの構成員から御意見はありますでしょうか。

竹之下オブザーバーからいろいろこういった指導監査に対してお気づきの点とか、今後

の点について重ねて何か御返答がありましたら、御意見があったりしたらよろしくお願ひします。

○竹之下オブザーバー 私ども監査を受ける側としては、御指摘はそれぞれ全てごもっともということで、ただ、忘れていたとか、気がつかなかったという部分も時々ありますので、それは御指摘いただくたびに直ちに修正するというような対応をさせていただいております。今後ともよろしくお願ひいたします。

○犬伏座長 ありがとうございます。

ほかに御意見がないようでしたら、次の議題に進みたいと思います。資料2の御説明を事務局よりお願ひしたいと思います。

○堀内事業推進室室長補佐 事務局の堀内です。

それでは、資料2の遺骨収集事業の取組状況につきまして、前回会議時からの変更点などを中心に説明をしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

1 ページの「戦没者の遺骨収集事業」の一番上の四角の枠内、概要についてですけれども、前回7月の会議時においては令和5年3月末の状況について記載をしておりました。今回、時点の修正ということで、令和6年2月末に修正をしておりますけれども、収容遺骨回数、または未収容の遺骨概数についての数字の変動は特段ございません。続いて下の四角の枠内の遺骨収集事業の推移でございますけれども、変更点は「平成28年～」と書かれている矢印の一番右側のポツで書かれているところでございます。令和5年6月の法改正によって遺骨収集推進施策の集中実施期間を令和11年度まで延長をしております。この点に関しましては、後ほどの資料で御説明をいたします。

続いて、資料の2ページでございます。「地域別戦没者遺骨収集概見図」ということで、こちらも時点の更新ということで令和6年2月末に更新をしており、数字の変更はございません。

続いて、3ページを御覧ください。本資料は過去5年間の遺骨収容数について記載をしております。令和5年度の欄におきまして、5年の4月から6年の2月末時点の送還検体数、または収容遺骨数について記載をしております。合計で398柱相当のDNA鑑定用の遺骨検体と、79柱の御遺骨を本邦に送還をしております。

続いて、4ページを御覧ください。資料のうち前回資料から更新した点は、主に資料の上段の1つ目のポツから4つ目のポツになります。御承知のとおり、昨年6月に推進法の改正法が可決成立され、遺骨収集の推進に関する施策の集中実施期間が5年間延長され、11年度までとされました。また、これを受けまして7月28日に同法に基づき平成28年に定めた政府の基本計画を改正いたしました。基本計画の改正内容につきましては、この資料の2つ目のポツから記載をしております。各国の国立公文書館等における集中的な資料調査などによって得られた埋葬などに関する情報は令和4年3月末時点で約3,300ございますけれども、こういった情報につきまして令和11年度までに遺骨の有無の確認に関する現地調査を実施するということを明示するなどの改正を行っております。それから、3つ目

のポツに記載しておりますとおり、基本計画の改正に当たっては厚生労働省が令和2年5月に取りまとめました「戦没者遺骨収集事業及び事業実施体制の抜本的な見直しについて」に基づき進めております実施体制のガバナンス強化や、科学的知見を用いた遺骨の収容・鑑定のプロセスの見直しなどについても反映を行っております。今後は、改正後の基本計画に基づきまして、遺骨収集事業に取り組むこととしております。

続いて、ページが飛んで恐縮ですが、22ページを御覧ください。

先ほど、令和4年3月末時点の情報数でございますが、約3,300であることを申し上げます。今、御覧いただいております資料は、保有する遺骨及び埋葬地情報に関する令和4年度以降の推移について示した資料でございます。一番左側の欄を御覧いただきたいのですが、保有情報が約3,300ございます。こちらは、南方等の戦闘地域と旧ソ連などの抑留中死亡者埋葬地に関する情報数の合計で、これが約3,300ということです。このうち、57か所はロシアなどの埋葬地の情報数でございます。ウクライナ情勢の影響によってロシアには渡航ができない状況であるため、調査についてはその後、大きな進捗はございません。これらの情報につきまして、令和4年度に現地調査を行って、同年度末で保有情報数は2,982か所となっております。その推移の要因としましては、現地における調査で遺骨の分を確認したもの、また情報内容の分析を行った結果、位置情報などの確度が低いために今後の調査の実施は難しいのではないかと判断して保留扱いをしたものなど、合わせて439か所の情報が処理されております。その一方で、現地調査の過程におきまして、現地行政府や現地住民などから155か所の新たな埋葬地情報を取得しております。

以上、申し上げた情報数の増減によりまして、令和4年度末における保有情報数は2,982か所となりまして、前年度から比較すると284か所の情報が減少しております。

同様に、本年度5年度の実績につきましても資料に書かれているとおりの状況となっております。現地調査などの結果によって、9月末時点ではございますが、保有情報数は2,868か所となっております。前年度から見ますと114か所の情報が減少している。今後は、これらの情報につきまして遺骨の有無を確認する現地調査などを実施して、集中実施期間における取組を着実に進めてまいりたいと考えてございます。

資料のほうは、また戻っていただきまして恐縮です。5ページを御覧ください。

一番上の枠内の「各国の入国制限等の現状」の欄を御覧いただけたらと思います。前回の会議では、令和5年5月時点の状況を記載しておりました。今回は時点を令和6年2月末時点として更新しておりますが、状況につきましては前回と同様の状況となっております。

1つ目の○には、外務省の「感染症危険情報」のことが書いてございます。前回同様に、感染症の危険情報が発令されている地域はございません。

2つ目の○でございますが、これは海外危険情報について書いてございます。ロシアとミャンマーの一部の地域などがレベル3の渡航中止勧告になっている状況でございます。つまり、これらの地域については遺骨収集事業派遣の実施が困難な状況ということでござ

います。

ただし、後ほど説明いたしますが、ミャンマーにおきましては現地の状況が落ち着いている地域から事業のほうを順次再開をしております。

資料の中段のところを御覧ください。「令和5年度の派遣実績」が書いてございます。令和6年の2月末までの状況について書いてございます。

硫黄島の派遣につきましては、20回の調査を行っております。また、3回の遺骨収集を実施して66柱の遺骨を送還しております。

今、申し上げた派遣のほかに、2回の調査と1回の収集を実施する予定でしたが、10月から硫黄島沖で噴火があった関係でこれらの派遣は中止をしております。現時点では、硫黄島沖の噴火はほぼ鎮静化しております、事業を中止する状況に至ってはおりません。今後におきましても、噴火の状況などを注視しながら事業を進めていくということで考えてございます。

続いて、沖縄の調査と遺骨収集についてでございます。調査においては、昨年10月に伊江村の埋没壕の試掘調査を行っております。残念ながら今回の調査では埋没壕の入り口を発見することはできませんでした。今後、新たな証言によって確度の高い情報が得られた場合には再度調査を行うということを考えてございます。

次に、海外の派遣調査・遺骨収集派遣についてはロシアとミャンマーの一部を除いて計画的に派遣を行ってまいりました。資料のほうに記載しておりますが、回数は現地調査が29回、遺骨収集は10回行っております。それ以外に米国国防総省捕虜・行方不明者調査局におきまして、同局管理下にある御遺骨からDNA鑑定用の検体を採取するというような派遣を行っております。

次に、一番下の枠内に本年3月の取組について書いてございます。ここに書いてある地域の派遣につきまして、現在情勢を踏まえながら計画的に実施をしているということでございます。また、各地域への派遣のほか、令和6年度の派遣に向けて派遣計画の策定を進めております。

個々の状況について説明をいたします。ページが飛んで恐縮ですが、9ページを御覧ください。

先ほど硫黄島と沖縄の状況について一部御紹介させていただきましたので、この資料では海外派遣の状況について御案内したいと思います。

9ページの旧ソ連の「現状・課題」欄の真ん中くらいのところなのですが、カザフスタンの状況について書いてございます。カザフスタンでは、昨年7月に現地調査を実施しております。また、9月に遺骨収集を行って13柱の遺骨を送還しております。今後、次年度の上半期に現地調査を行うこととしております。

ページが飛んで恐縮ですが、12ページになります。

一番上のギルバート諸島についてでございます。DPAA管理下にあるタラワの収容の御遺骨について、5月と6年の1月に職員を派遣してDNA鑑定用の検体、408検体を送還してお

ります。

また、昨年8月にマキン環礁で現地調査を行っております。

次にパラオ諸島ですが、5月と7月、10月に3回、こちらは現地調査を行っております。また、11月に遺骨収集を行って122柱相当のDNA鑑定用の検体を送還しております。

一番下のトラック諸島ですね。昨年10月に2隻の沈没艦船の現地調査・遺骨収集を実施しております。「神国丸」及び「清澄丸」という船からダイバーによって御遺骨を引き揚げております。この10月の派遣では形質鑑定を終えた「神国丸」の4柱相当の遺骨のみについて送還をしております、「清澄丸」の御遺骨は現地で保管をいたしましたところ。

なお、先日厚労省ホームページで公表しましたが、2月から3月にかけてトラック諸島の遺骨収集派遣を実施しております。現地に残っていた「清澄丸」の御遺骨の形質鑑定を行って、推定2柱相当になりますが、その御遺骨を送還しております。

また、6年の2月にウォーレイ環礁というところで現地調査を行っております。13ページを御覧ください。

フィリピンにつきまして、昨年11月に現地調査・遺骨収集を実施して3柱相当のDNA鑑定用の検体を送還しております。

また、フィリピン国内に保管をしている過去にNPO法人が集めた御遺骨の対応についてでございますけれども、平成28年12月から継続して保管遺骨の確認作業を進めております。今年度は、昨年8月と11月、また今年2月に合計3回確認作業を行っております。

次の14ページ、ミャンマーにつきまして、中段のところ。ミャンマーは一部の地域において海外危険情報でレベル3が発出されておりました。よって、これまで派遣のほうを見合わせておったところですが、比較的治安が安定している地域、危険レベルと言うと2とか1とかの地域ですが、そういったところから順次事業を再開することといたして、本年1月に現地調査を行っております。

それから、一番下の段がインドの状況です。インドは昨年5月にマニプール州で暴動が発生し、治安状況が悪化したことから、マニプール州での事業活動は見合わせておりました。

よって、もう一つの州、ナガランド州のみの事業を行っております。ナガランド州の現地調査は、昨年10月と本年2月から3月にかけて合計2回行っております。

続いて15ページ、バングラデシュにつきまして、昨年8月ですが、英連邦戦没者委員会、CWGCとありますが、そこが管理するマイナマティ戦争墓地の調査を行って、その結果を踏まえた遺骨収集の実施計画をCWGCに対して提出をしております。今後の予定ですが、調整が付き次第、遺骨収集を行っていくという計画をしております。

資料の一番下はインドネシアでございます。昨年11月にパプア州のビアク島、西洞窟と呼ばれる場所の現地調査・遺骨収集を実施しております。遺骨の保管場所に安置してあった御遺骨の形質鑑定をその際に行っております。その結果ですが、いずれの遺骨からも日本人の遺骨である蓋然性が高いと判定されなかったため、収容は行っておりません。

そのほか、2月から3月にかけて西パプア州と呼ばれるところの現地調査を行っております。

また、インドネシアでは両国間の協定に基づきまして火葬した御遺骨のみ日本に送還が可能になり、遺骨の検体によってインドネシア国外に持ち出すことはできません。そのため、インドネシア国内の同国の関係機関におきまして検体からDNAを抽出してDNA鑑定を行っていただくこととしておりますけれども、この実現に向けた協議を複数回行っております。具体的には、これまでインドネシア国家イノベーション研究所、BRINと呼ばれる研究所ですが、そことDNA鑑定に係るオンライン協議を実施しております。それ以外にも、対面での協議を実施しております。

対面の協議ですが、昨年7月、または11月に職員を現地に派遣をして、BRINラボの視察と遺骨検体の保管場所の確認を行っております。直近では、先ほど御説明した2月から3月にかけての現地調査の機会を捉えましてBRINと再度協議を行っております。その際に、DNA鑑定の実施に係る合意書の取り交わしに向けた協議を行っております。

16ページで、東部ニューギニアでございます。昨年に2回、本年の2月と3月、合計4回の現地調査を行っております。また、現地調査・遺骨収集は2回行って、計26柱相当のDNA鑑定用の検体を送還いたしました。

それ以外に、米国ハワイに職員を派遣してDPAA管理下にある御遺骨からDNA鑑定用の検体を採取し、送還しております。

その下の段のビスマルク・ソロモン諸島につきましては、現地調査ですけれども、昨年の6月にガタルカナル島、また10月にブーゲンビル島でそれぞれ現地調査を行っております。

また、7月にガタルカナル島で現地調査・遺骨収集を行って、DNA鑑定用の検体、約135柱相当を防衛省の協力の下で海上自衛隊の護衛艦によって本邦に送還しております。それ以外に米国ハワイに職員を派遣してDPAA管理下にある御遺骨から鑑定用の検体を採取して送還しております。

それから、「今後の予定」の欄に書いてございますガタルカナル島の遺骨収容派遣については3月から行っており、派遣団は今週21日に帰還する予定としております。

それから、ニュージーランドの遺骨収集派遣、これは博物館で保存しているガタルカナル島の御遺骨になりますが、こういった派遣も2月から3月に行って1柱相当の検体を送還しております。

次にページが飛びまして18ページの上段、中国本土の欄に書かれているモンゴルのノモンハンにつきましては、昨年に現地調査・遺骨収集を行って21柱相当の検体を送還しております。遺骨情報が残っていることから、次年度も引き続き派遣を行うこととしております。

次に、下の段のマーシャル諸島でございます。ウォッセ島についてですけれども、昨年は7月と10月に2回派遣を行っております。2回目の派遣で21柱相当のDNA検体を送還しております。また、それ以外に米国ハワイに職員を派遣してDPAA管理下にある御遺骨から

DNA鑑定用の検体を採取して送還しております。

続いて19ページ、マリアナでございます。昨年、現地調査は全部で7回実施しております。時期についてはこの資料に書いてございますとおりです。

最後に、ページが飛んで21ページでございます。

地域不明欄の一番右側の「今後の予定」というところに書いてございますが、これまで日本の在外公館から寄せられた遺骨情報に係る調査と遺骨受領派遣を行っておりますけれども、ここの上段の右側の欄に書いておりますとおり、米国にある日本の在外公館から御遺骨の情報が寄せられたことから、令和6年3月に職員を派遣して、警察や大学が保管している御遺骨についてDNA鑑定用の検体を送還しております。

遺骨収集事業の取組の説明は以上でございます。

引き続き、事務局の渡邊のほうから遺骨収集の実施体制強化に関することについて説明をしたいと思います。

○渡邊事業課課長補佐 事業課の渡邊でございます。

資料2の23ページを御覧ください。「遺骨収集の実施体制強化に関する取組」についての説明をさせていただきます。

昨年6月の法改正を受けまして、基本的な計画も7月に改正いたしました。この資料につきましても、前回7月開催のこの会議の場において、改正後の基本的な計画の内容について説明させていただいた際に、熊谷構成員と座長より、基本的な計画に定められている職員等への研修や参加者への安全配慮、健康管理の取組について具体的にどういったことを取り組んできたのか、次回会議で報告してほしいとのお求めがありました。それを踏まえまして、取組の実績と進捗について整理させていただきました。

厚生労働省としましては、現地調査や遺骨収集を円滑に、また確実に実施するため、事業の実施体制の強化と拡充を図ることを目的としまして、主に2つの取組を進めております。

まず1つ目は、「職員等への研修」でございます。

この資料では4年度と5年度の取組を記載いたしましたが、研修を継続的に実施することによって遺骨収集に携わる方々の資質向上を図っております。

派遣先での健康管理や安全対策は、派遣者にとって非常に大事なことでございます。不測の事態が起きた際の応急処置や、緊急対応に関する研修を指定法人の職員や関係団体の方々に対して毎年、外部講師を招いて実施しております。

また、現地に派遣された御遺骨の形質的な鑑定につきましても専門の遺骨鑑定人が行っておりますが、現地での作業を円滑に進めるために、派遣参加者においても御遺骨の部位の特定や個性の区分など、基礎知識を事前に身につけていただく必要がございます。

さらに、令和2年度に遺骨の鑑定のプロセスが見直され、DNA鑑定の重要性が増しております。事業の担い手としまして、鑑定手法に関する知識を知っていくことが求められています。そういった観点から、これら分野の専門家である大学教授などの御協力の下、厚労

省職員を含めまして年に複数回の研修を行っております。

このほか、指定法人における内部研修としまして、新任の職員や派遣団の団長を対象に、遺骨収集事業のこれまでの経緯や派遣団として留意すべき心得などに関する座学の研修や、秩父などの登山道に赴いた上で、コンパスを用いた位置把握や無線機を用いた送受信を実地で訓練するなど、多岐にわたった研修を企画し、職員の質の向上に取り組んでいるところでございます。

そして、事業の実施体制の強化に関する2つ目の対応が、「遺骨収集参加者への安全配慮や健康管理の取組」でございます。

この取組の主眼は、事業に参加する方々が安心して業務に専念できる環境を整備したいというものでございます。例えば、指定法人の職員につきましては年1回の健康診断の実施のほか、都内の嘱託産業医による派遣前の問診を義務づけております。社員団体から派遣に参加される方については嘱託医による対応ができませんので、旅費規程を改正した上で支度料を増額することにより、それぞれの地元で健康診断を受診できるよう配慮いたしました。

また、派遣先での体調不良やけがなど、不測の事態が起きた際に、自らが行う応急措置や緊急対応に関するマニュアルを病院の医師の監修の下で指定法人において作成し、職員等に携行していただいております。

また、職員安全衛生管理規程を整備することにより、指定法人職員などの安全衛生と健康の確保や職場環境の改善に配慮しました。具体的には、派遣期間中の事故に対して、社員団体からの参加者についても団体旅行保険を適用できることとし、指定法人職員と同等の補償を受けることができるようになりました。このほか、各種予防接種やワクチン接種費用の負担も行っております。

以上、申し上げました取組を今後も継続して行うことによって、現地調査や遺骨収集の担い手である指定法人の職員や社員団体の方々をバックアップさせていただき、事業を進めていきたいと考えております。

以上が、このページの御説明でございます。

○犬伏座長 それでは、事務局から資料2についてお二人から説明を受けました。この説明について構成員、オブザーバーの方から御意見、御質問がありましたらよろしく願いいたします。

多岐に質問がわたる場合は、少し分けて質問いただければと思います。いかがでしょうか。

では、浜井構成員をお願いします。

○浜井構成員 浜井です。よろしくお願いします。

確認させていただきたい点が3点ありますので、1点ずつお願いしたいと思います。

1点目ですが、今回の御報告でDPAA管理下にある御遺骨の検体に関して、非常に多くの検体が送還されたという御報告があったかと思っております。

マキン、タラワのギルバート諸島でいうと昨年5月で406検体、今年の1月に2検体ということで400検体超えをしているということですし、ほかの地域でもDPAA管理下のものが幾つか報告されております。これらの検体については、これが日本人のものと判明した後に御遺骨が引き渡されるというプロセスになっていくだろうと思うのですが、それらDPAAから送還された検体の統計というか、数というものが、例えば3ページの表の中には示されていないのかなと思ひまして、この中に入っているのであればそのように教えていただきたいのですが、これが入っていないとするならば、例えばマキン、タラワのもので日本人のものだというふうに分かったら中部太平洋のところに数字が今後カウントされていくのか。

そこら辺のDPAA管理下の検体・御遺骨について、どのように数字が地域ごとの統計にカウント、組み込まれていくのかということについて、教えていただきたいと思ひます。

○犬伏座長 それでは、事務局から御説明をお願いいたします。

○星野事業推進室長 今の御質問でございますけれども、DPAA管理下の御遺骨について東アジア系の遺骨と思われるものについて検体を採取して送還してきているわけでございますが、こちらについては今、見ていただいた資料の3ページは送還した柱数ということでございますので、今回DAPPから受領しているものは柱数が現時点で確認できておりませんので、検体としての数でございますので、こちらには計上しておりません。

日本に持ち帰って、日本人の身元が特定されて本体を含めて日本に送還された場合は、こちらの3ページのほうに数字が計上されるという形になります。

○浜井構成員 分かりました。ありがとうございます。

それでは、2点目ですが、先ほど御説明がありましたトラック諸島の沈没艦船からの検体の採取に関しまして、12ページ下のほうで御報告ありました神国丸と、これから清澄丸のほうも検体送還予定ということでございました。もう既に神国丸からは4柱相当が送還されているということでDNA鑑定を進められるのだろうと思ひますが、沈没艦船の場合、乗組員というのがある程度分かっている、情報というものも多分あると思ひます。DNA鑑定に関してはもう全ての御遺族の方に開かれたような状況にあると思ひますが、特にこの沈没艦船の場合は対象がかなり限られてきていると思ひます。

すなわち、沈没艦船で見つかった御遺骨であれば、その乗組員であるだろうということはかなり推定されると思ひますが、例えばこの神国丸ならば神国丸、清澄丸ならば清澄丸の乗組員の御遺族を対象に、このような検体が見つかったのでDNA鑑定ということの特には通知をして進めていく。そういったことというのはお考えになっているのか、あるいはすでにやられているのでしょうか。

○犬伏座長 事務局、回答をお願いいたします。

○飯郷戦没者遺骨鑑定推進室長

ただいまお尋ねのございました神国丸につきましては、御遺族と思われる方に通知を既に発出しているところでございます。

○浜井構成員 ありがとうございます。

沈没艦船に関しては、可能な限りそのような対応をしていくということによろしいでしょうか。

○飯郷戦没者遺骨鑑定推進室長 厚生労働省で把握しております情報や資料に基づきまして、通知可能な御遺族の方が判明いたしましたら、随時、御遺族の方に御連絡をしてDNA鑑定の申請の御案内をさせていただきたいと考えております。

○浜井構成員 ありがとうございます。

3点目ですが、コロナ禍も明けて本格的にまた遺骨収集が再開をされて、新しい手順書にのっとってまずは検体というものが送還されるということが進みつつあるという状況かと思えます。当然、検体のほうは先に送還され、御遺骨は現地に火葬されないまま保管していくということになると思えます。

実際、先ほどの統計の表を見ても、令和5年度に関しては、送還された検体のほうが400近くで、御遺骨は79というような数字が出ておりますが、現地に保管されている御遺骨というものが増えてきているのかなと思えます。

地域ごとにより事情は違ってくると思うのですが、現地に保管をしている御遺骨というものに関して、適切に恐らく保管はされているだろうとは思いますが、どんどん増えてくるという状況もあると思えますので、現地の保管に関して問題が生じてきているとか、キャパが足りなくなってきたりとか、そういう問題なり、無理が生じてきているとか、そういったことがないのかどうかということが少し気になるところです。そういったことについて何か把握されていることがあれば御報告いただきたいと思いますし、問題なく適切にされているということであればその旨、御報告いただければと思います。

○犬伏座長 では、よろしく申し上げます。

○星野事業推進室室長 事業推進室でございます。

今、委員から御指摘のあったDNAの鑑定が終わるまでは、検体の鑑定が終わるまでは、遺骨については現地で保管いただいているというところでございます。

御遺骨の保管場所については、御遺骨の尊厳を保つことができる安全で環境のよい場所に保管していただく必要がございますので、外務省とも協議をさせていただいて在外公館での保管、または遺骨収集の実施地域がその在外公館の所在地から遠く離れている場合については、現地の公的機関で保管いただけるようお願いしているところでございます。

今、委員からお話のあった、何か問題がある場所があるかということでございますけれども、現時点においては在外公館、もしくはその現場の公的機関で保管いただいておりますが、昨年、パラオのアンガウル島のほうで保管している御遺骨の場所が保管状況があまりよくないのではないかという新聞報道がございました。こちらについては戦没者の慰霊公園の隣にある、遺骨安置所の建屋で保管いただいていたわけですが、こちらが潮風などの影響もあって壁などの一部がちょっと崩れ落ちたところがあったのですが、昨年11月に遺骨収集団派遣期間中に建屋の修理を行ったところでございます。

保管状況についても数が増えてきているということですので、これまで遺骨収集の派遣用の器材等も一緒に保管していた状況ではございましたけれども、器材については別のところに保管するような方法も行いまして、現在はしっかりと御遺骨を安置できるような保管場所に適正に管理されているということになっております。

以上でございます。

○浜井構成員 ありがとうございます。

地域によって状況が異なってくると思いますし、収容される、発見される御遺骨の数によってもまた状況が変わってくることになると思いますので、引き続き御遺骨の尊厳を損なうことなく適切な管理をお願いしたいと思います。

以上です。

○犬伏座長 そのほかの御質問、御意見ございませんでしょうか。

では、よろしく申し上げます。

○熊谷構成員 熊谷でございます。

23ページの関係の「遺骨収集の実施体制強化に関する取組」ということで、継続的に遺骨収集を行っていくという観点で非常に重要な取組だと思っております、着実に対応していただいているということでありがたく思っております。

1点、質問なのですが、各種マニュアルをいろいろな形でつくっておられるということなのですが、例えば自然災害であるとか、テロであるとか、そういったものに関しての現地、それから国内での対応といったようなこともマニュアル化してあるのかどうかというのをちょっと教えていただければと思います。

○犬伏座長 では、事務局のほうからよろしく申し上げます。

○中村課長補佐 御説明させていただきます。ご指摘の点はマニュアル化していない部分があるのですが、安全対策研修というのを実施してまして、その中でまさに現地においてのテロや暴動など、そういった事案を想定したものに对应していくという研修をやっていただいているところでございます。

○熊谷構成員 ありがとうございます。その辺も滅多に起こらないことなのですが、重要なことだと思いますので、意識をしておいていただければと思います。

以上です。

○犬伏座長 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

森本オブザーバーから何か御意見がありましたらよろしく申し上げます。

○森本オブザーバー 森本ですが、ただいま御質問がありましたけれども、沈没艦船について他の戦域というか、どの程度の情報があって、技術的な問題もあるのでしょうか、海没遺骨の30万柱は収容不可能と冒頭の表にありますけれども、現在どの程度の海没艦船について情報があって、技術的にどの程度取組可能なのかということがお分かりでしたら御説明をお願いしたいと思います。

○犬伏座長 それでは、事務局のほうから御回答をお願いいたします。

○星野事業推進室室長 ただいま御質問のございました沈没艦船の件でございますけれども、沈没艦船の御遺骨については、観光ダイバーなどの目に触れて御遺骨の尊厳が損なわれているような場合には技術面や、安全面、こちらのほうの検討を行いまして、安全に収容することが可能となった場合に遺骨収集を実施するという方針で取り組んでいるところでございます。

現在、御遺骨、沈没艦船の情報がどれだけかということなのですが、こちらのほうでそういったダイバーの目に触れているという情報をつかんでいるのが今年度収容したチューク、トラック諸島のみでございます。清澄丸、神国丸については今年度収容ができたところでございます。

また、そのほかにトラック諸島では愛国丸という船がございまして、こちらについても遺骨の情報をいただいておりますので、来年度、こちらについてしっかりと収容のほうに取り組んでいく予定でございます。

以上でございます。

○犬伏座長 よろしいでしょうか。さらに御質問があればお願いします。

○森本オブザーバー ありがとうございます。

私どもの遺族の友人にも、陸上の人はいいな、我々は海没して全然遺骨収集もできないんだという会話をしたりしていますので、できるだけ沈没艦船についても技術的な進歩があって、ただいま説明がありましたようにもう80年以上経過しておりますので、尊厳の問題、その他、付随した問題はありますけれども、可能であれば進めていただければと思っております。

以上です。ありがとうございます。

○犬伏座長 この点も含めて、やはり遺族としては帰りを待っているということがありますので、技術的な困難もあるかとは思っておりますけれども、情報収集に努め、なおかつ海底という困難な場所ではございますが、努力いただければと思っております。

そのほか、いかがでしょうか。

それでは、ここで事務局のほうから黒沢構成員からの御意見もいただいているということですのでよろしく申し上げます。

○中村課長補佐 事務局の中村です。

資料2の遺骨収集につきまして、本日御欠席の黒沢構成員から1つ御意見をいただいておりますので、この場で私のほうからお伝えさせていただきます。

資料の9ページから「各地域の取組状況」という説明資料になっているのですが、この事業がどれくらい実施できているのか、成果を見せるという意味で、例えば未収容遺骨概数という部分について、厚生労働省では何柱分の遺骨の情報を把握しているか。そのうち検体は何柱分を送還しているか。そういったものが資料に記載があると事業の進捗のイメージがしやすいのでは、という御指摘をいただきました。御指摘の点について、どの

ような記載が適切か、事務局のほうで検討してまいりたいと考えております。

それから、もう一点追加で、先ほど熊谷構成員から海外における危機管理のお話があり、私は研修の部分だけ御報告させていただいていたのですけれども、資料を確認したところ、指定法人のほうで「海外安全管理必須知識」というマニュアルをつくっていただいていたので、この場で訂正の報告をさせていただきます。失礼いたしました。それでは、引き続きまして犬伏座長、進行をお願いいたします。

○犬伏座長 それでは、今の事務局からの追加の御意見を含めて大丈夫でしょうか。後でまた思い出したというような場合には質問、御意見をいただければと思いますので、資料3の説明に移らせていただきたいと思います。

○田畑戦没者遺骨鑑定推進室室長補佐 それでは、資料3の「戦没者の遺骨鑑定の取組状況について」、御説明をさせていただきます。

戦没者遺骨鑑定推進室の田畑でございます。

資料3の1ページ目を御覧ください。

1ページ目は、「戦没者遺骨鑑定センター（概要）」となっております。

業務内容や体制の概要を示した資料となっておりますが、本資料につきましては令和6年2月末時点のものとなります。前回の資料から変更はございませんが、身元特定DNA鑑定会議の構成員として、令和5年11月より東京医科歯科大学の斉藤久子准教授に新たに御参画をいただいています。

資料の2ページ目をお願いいたします。

「戦没者遺骨鑑定の実施状況等について」の資料となります。

まず1つ目といたしまして、戦没者遺骨の身元特定のために実施しておりますDNA鑑定でございますが、平成15年から令和6年2月末時点までに5,919件審議いたしましたところ、1,245件の身元が判明しております。

また、令和6年2月末までに御遺族から申請を受け付けました件数は7,639件でございます。そのうち令和3年10月から実施しております対象地域拡大に伴う申請件数は2,068件ございました。

2つ目の戦没者遺骨が日本人か否かを判定している戦没者遺骨の所属集団判定につきましては、令和2年度から令和6年2月末時点までに8,545件の判定が行われ、「日本人遺骨」が6,883件、「判定不可」が1,452件、「日本人遺骨の可能性が低い」が210件となっております。

令和4年12月からは、SNP分析結果も含めて遺留品や埋葬情報等を総合的に勘案しながら所属判定を行っております。

3つ目の「戦没者遺骨の鑑定体制の強化」につきましては、内容に変更はございません。遺骨の送還後、直ちに鑑定に着手できるよう、体制の強化を図っていきたいと考えております。

続きまして、資料の3ページをお願いいたします。

「令和5年度における戦没者遺骨の身元・所属集団の確認状況」でございます。

まず1つ目でございますが、身元特定DNA鑑定会議を令和5年度は令和6年2月末までに5回開催しております。869件を審議しましたところ、14件の身元が判明しております。

2つ目の所属集団判定会議につきましては、令和5年度は令和6年2月末までに4回開催しております。1,032件を審議しましたところ、「日本人の遺骨である」が790件、「判定不可」が132件、「日本人である可能性が低い遺骨」が110件ございました。

これらの結果には、SNP分析結果等を含め、総合的な判定を実施した315件が含まれておりまして、「日本人の遺骨である」が204件、「判定不可」が1件、「日本人である可能性が低い遺骨」が110件ございました。

続きまして、資料の4ページをお願いいたします。

こちらは、令和5年12月の所属集団判定会議において、SNP分析の結果等を含めて総合的な判定を実施した事案になります。

4ページから6ページまでございます。

本事案につきましては、戦没者遺骨の所属集団の鑑定及び鑑定方法の検討等に関する専門技術チームの報告書において、「一部、日本人の遺骨である可能性が低い遺骨も入った」ロシア2事例、「全てが日本人の可能性が低いとされた」フィリピン10検体、また、令和元年12月18日に「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」において日本人でない遺骨が収容された可能性が新たに指摘された事例について」と公表したロシア4事例、ミャンマー2事例、ツバル1事例の遺骨、計241件について次世代シーケンサを用いたSNP分析を実施し、所属集団判定を行うこととしており、このうち9事例、228件についてSNP分析の結果等を含め、総合判定を実施したものとなります。

4ページから6ページの表にございますとおり、北方はロシア6事例、南方はミャンマー2事例とツバル1事例、計228件の審議結果を示しております。審議の結果、「日本人の遺骨である」が126件、「日本人である可能性が低い遺骨」が102件と判定されました。

続きまして、7ページを御覧ください。

DNA鑑定に関する広報につきましては、これまで新聞広告など、様々な手段を通じまして戦没者遺骨の身元特定のためのDNA鑑定の申請を御案内してまいりました。令和5年度の新たな取組といたしまして、令和5年3月に「戦没者等の妻に対する特別給付金支給法等の一部を改正する法律」が成立したことを受け、令和5年7月に当該特別給付金に関する御案内に、資料の右側にお示しさせていただいておりますDNA鑑定のリーフレットを同封して、御遺族の方へ直接御連絡をしております。

新聞広告については、令和5年7月に全国紙・ブロック紙及び沖縄県主要地方紙の計10紙、9月には60の地方紙、今年1月には改めて沖縄県主要地方紙への新聞広告を行っております。

また、8月からは日本遺族会及び地方自治体の広報紙への掲載並びに地方自治体におけるポスターの掲示及びリーフレットの設置。全国老人福祉施設協議会の協力を得て介護施

設へのポスターの掲示やリーフレットの設置を行いました。

続きまして、8ページを御覧ください。

「戦没者遺骨鑑定に関する今後の取組内容について」でございます。

鑑定体制につきましては、前回の御説明から変更はございません。

2つ目の鑑定に関する研究等につきましては、御覧のとおり①から④について令和5年度も継続して実施しております。

3つ目のDNA鑑定の精度向上に関する厚生科学研究につきましては、今年度が研究事業の最終年度となっております。本研究では、戦没者遺骨の標準的鑑定方法の作成と、遺族データと遺骨データの照合を効率よく行うソフトウェアの開発を関西医科大学等で行っていただいております。

前者はDNAの抽出方法など、各鑑定機関の独自の工夫により培った知識と経験による技術について検証を行い標準的鑑定方法を作成し、それを共有することによって効果的かつ効率的な鑑定の実施に役立つと考えております。

後者のソフトウェアですが、戦没者遺骨の身元特定には多数の御遺骨と御遺族の検体から抽出した常染色体、Y染色体、ミトコンドリアDNAデータについて、それぞれ照合を行う必要がございますが、本事業で取り扱うこれら数種のデータを一括で照合できるソフトウェアがないため、一部のデータについては目視による照合を行っております。そのため、これらのDNAデータを一括で照合できる専用ソフトウェアの開発を行い、それを活用することで効率的な照合作業の実施に役立つと考えております。

4つ目の同位体分析に係る研究につきましては、令和5年度は硫黄など、炭素・窒素以外の元素についても安定同位体分析をするとともに、歯のアパタイトの標準分析法や、日本人に関する安定同位体分析データなどを作成しているところです。

以降、参考資料となっておりますが、資料の21ページを御覧ください。

昨年6月に、ハワイにあるDPAAで同位体分析に関する厚生労働省とDPAAによる専門家会合が行われましたが、それに関する概要資料となっております。こちらについて少し経緯等を御説明させていただきます。

本会合を開催するに至った経緯ですが、我が国の戦没者遺骨の鑑定に同位体分析を活用することに関して検討を進める中で、同位体分析の技術を実務で活用しているDPAAに対して、日本側から同位体分析の専門家会合の開催の提案を行いました。これに対して、昨年2月、DPAA長官が来日した際、長官から「科学的交流を続けることを歓迎、双方のメリットになる」といった回答があったことなどを受けて、両国間で具体的な調整を進めた結果、昨年6月、ハワイにあるDPAAで両国の同位体分析の専門家等による会合が行われたものでございます。

資料3の御説明は以上となります。

○犬伏座長 ありがとうございます。

資料3について御質問、御意見があればぜひお出しいただければと思いますが、いかが

でしょうか。

着々と進んでいるという御報告のように伺ったのですが、オブザーバーの浅村先生のほうから何か御説明で付け加えることとか、現状とかで御意見、御質問があればお願いいたしたいと思います。

○浅村オブザーバー 特にないのですが、今後も私たちができる範囲で淡々と、というか、可能な限り分析を続けていきたいと思っています。

それで、先ほどちょっと紹介もありましたソフトが完成するというようなお話もあったのですが、今日これからまた会議があるのですが、そういう中で説明を受けながら、恐らくこういうソフトができた際には分析に要する時間をより取れると思いますので、今までよりはさらに多くの分析をするような努力をしていきたいとはしています。

以上です。

○犬伏座長 ありがとうございます。

ちなみに、厚生科学研究は最終年度だというふうにお聞きしたのですが、ソフトウェアが開発になった場合は国に帰属するというような感じになるのでしょうか。割合にこういう科研などでは成果物とか、これはまさに厚生科学研究ですので、ソフトウェアが開発されればこれを活用して今後の分析が格段に進んでいくと時間短縮になるかと思うのですが、こういう開発されたソフトウェアの帰属というようなことについては特に問題はなく継続的に使えるというふうになるのでしょうか。

○飯郷戦没者遺骨鑑定推進室長 御質問のございました帰属という点でございますけれども、現在関西医科大学で開発していただいておりますが、自由に使えるよう、一般に公開していただけると伺っておりますので、私どもとしまして、こちらのソフトウェアが完成しましたら、現行の作業との比較検証等の必要性はございますが、そちらを行いまして、新しいソフトウェアもぜひ実用化に向けて取り入れていきたいと考えております。

○犬伏座長 ありがとうございます。これが実現すると、かなり鑑定作業等も進むのだらうと思いますので、一般活用ができるような形で残していただければとは思っております。

ほかに御質問等ございませんでしょうか。

では、よろしく申し上げます。

○森本オブザーバー 森本です。

先ほどの「戦没者遺骨をご遺族のもとへ！」というリーフレットですが、私も22年に厚労のほうに私の資料を提供していただきまして結果もお聞きしております。私の友人にも、遺族としてのデータを提供して結果を聞いている人も周囲におりますけれども、いずれにしても戦没者側の鑑定が進まなければ結果として出てこないのですが、先ほど説明がありましたが、ビスマーク・ソロモンみたいに大量の検体が今、帰ってきているというところで、そちらのほうのスピードアップが進まなければ、我々サイドはデータを提供してもなかなか結果がついてこないということがあります。

先ほどから検体と日本人の遺骨として、あるいは御遺族へ返したと、データを見ただけ

でもほとんどパーセンテージとすれば低いのですけれども、やはり我々遺族も80を超えています、私も立場上いろいろな人に遺族としてデータを提供するように話しておりますけれども、いずれにしても戦没者側の鑑定が進まなければ、照合が進まなければ、結果としてつながりませんので、ぜひスピードアップしてよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○犬伏座長 ありがとうございます。

先ほどの説明でも、遺族の方からの申請数が増えているということもお聞きして、その申請数の増加にはこういった広報活動が一定の功を奏しているんだろうと思ひますが、そういった中で今、森本オブザーバーからの心配というのでしょうか。やはり一刻も早くということもありますので、いろいろ技術や対応も進んでいるということではありますけれども、なお一層の御努力をお願ひしたいと、鑑定の現場も大変だとは思ひところですが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、資料3は以上でよろしいでしょうか。何か付け加えることがなければ、資料4に進ませていただいてよろしいでしょうか。

では、資料4についてお願ひします。

○渡邊事業課課長補佐 事業課でございます。

お手元の資料4の「令和6年度予算案について」の御説明をさせていただきます。

まず1ページ目を御覧ください。

遺骨収集にかかる予算額のこれまでの推移について表しました。詳細な説明は割愛させていただきますが、御覧のとおり平成28年度の遺骨収集推進法制定以降、事業を行うために必要な予算額を確保してきたところですが、昨年6月の法改正により集中実施期間が5年間延長されました。このことを踏まえまして、法改正後、最初の予算編成において取組をさらに進めていくために必要な予算額を6年度予算額に計上したところでございます。

令和6年度予算案につきましては、前年度に引き続き財務省と厳しい予算折衝を行いましたが、海外等での遺骨収集事業の実施、戦没者遺骨の鑑定の充実、硫黄島滑走路地区における調査など、当局が推進を図るべく事業について必要な予算額として約33.5億円を確保することができました。対前年度の予算額と比べまして、約2300万円の増額となっております。

続きまして、2ページ目と3ページ目に令和6年度予算案の内訳を整理しております。

6年度の予算は御覧のとおり、硫黄島の事業をはじめとしまして大きく6つのカテゴリーに分かれております。

硫黄島につきましては、滑走路地区における地下壕探索のための面的調査の経費、具体的には滑走路地区で令和元年度から計画的に行っておりますボーリング調査や、これまでに滑走路地区、またその周辺部で発見されました地下壕内部の調査のほか、過去に実施した島内の面的調査の結果を踏まえまして、そのフォローアップを目的とした調査などを行う上で必要な経費を計上しております。

2番の海外等における遺骨収集事業につきましては、改正後の推進法に定められました令和11年度までの集中実施期間における取組を計画的に進めていくために、御覧の地域での現地調査や遺骨収集の実施に必要な派遣数と予算額を計上しております。

主な増要因としましては、この資料に直接は書いていないのですが、現地調査の令和6年度の欄の⑦、あとは遺骨収集欄の令和6年度の⑧にトラック諸島とありますが、この海域にある沈没艦船、具体的には愛国丸という深度の深い海域に沈んでいる沈没艦船を想定しております。その艦船での調査と、遺骨収集に必要な特殊な潜行技術、テクニカルダイビングにかかる経費、約5,500万を計上しました。

そのほか、現地調査の⑫番、それから遺骨収集の⑭番にノモンハンとありますが、この地域では複数の遺骨の情報を保有しており、今後も継続して取り組むこととしておりますため、その派遣にかかる経費、約1,200万円を計上いたしました。

なお、この資料には記載がないのですが、当初要求では老朽化が激しい沖縄県の遺骨仮安置施設の設置経費を計上していたのですが、老朽化しているということで、より緊急性が高いと判断し、令和5年度の補正予算に組み替えて予算設定されております。

そのほか、3番の法人運営経費、あとは3ページ目の4番の海外公文書館の資料収集につきましては前年度と同等の額を計上しております。

なお、海外公文書館の資料収集につきましては、現在のところアメリカなどの公文書館に機密指定が解除された資料が今はありませんので、現時点で現地を赴いて調査を行う予定はありませんが、調査を要する機会があり次第、すぐ対応できますように1派遣分の調査に必要な経費を計上しております。

それから、5番の遺骨の鑑定につきましては、令和3年10月から遺留品等の手がかり情報のない遺骨の身元特定のためのDNA鑑定を、地域を限定しないで公募によって実施する取組を進めており、御遺族から寄せられる鑑定の申請に十分対応できるよう、必要な鑑定経費を計上するとともに、新たな鑑定技術の研究と実用化の検討に必要な経費、また厚労省の分析施設、ラボでの鑑定の実施にかかる経費を計上しております。

最後に6番、遺骨・遺留品の伝達につきましては、遺骨を本邦に送還後に千鳥ヶ淵戦没者墓苑で行う遺骨引渡式の挙行回数について、近年の実績を踏まえて回数を減らしました。400万円を減額して計上しております。

遺留品の調査につきましては、前年度と同額相当の予算を確保しております。

簡単ではありますが、以上が資料4の御説明でございました。

○犬伏座長 ただいまの説明につきまして、御質問や御意見、御要望などがございましたらお寄せいただければと思いますが、いかがでしょうか。先ほどの沈没船の話もございまして、それについての予算措置の説明もしていただきました。これで足りるのかどうかよく分からないところですが、きちんと予算措置を講じていただいているということで安心した次第でございます。

予算についてはいかがでしょうか。資料4について、せっかく増額を見たというところ

ですので、適切に事業を展開していただくというのが私どもとしても願いということになります。

それでは、事務局から資料の説明をしていただきましたが、全体について御質問がございましたらいかがでしょうか。年にそんなにたくさん開催できるものではございませんので、ぜひこの際にとということでありましたらいかがでしょうか。

では、よろしくお願いします。

○森本オブザーバー 森本ですが、今、予算の話がありましたけれども、遺骨収集だけではなくて現地調査へも可能な限り遺骨鑑定専門家の方の同行派遣をお願いしたいというふうに遺族としては思っております。

以上です。

○犬伏座長 ありがとうございます。

そういう遺族としての希望というものについて、何かコメントはありますでしょうか。聞きおくということで、ぜひ取組を継続していただきたいと思いますが。

では、事務局からお願いします。

○渡邊事業課課長補佐 今、森本様からお話がありました現地調査への鑑定人の同行につきましては、令和2年に戦没者遺骨収集等における手順書を改め、厚労省と協会が必要と判断した場合は現地調査にも日本側の鑑定人が同行できるとしました。例えば現場が小規模な埋葬地であることが事前に分かっているような場合は、鑑定人に同行してもらい、検体の採取をしたというケースも過去多くあります。

今後とも、可能な限り日本側の鑑定人が現地調査に同行できるよう、協会と相談しながら調整してまいります。

○犬伏座長 御回答ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。

では、浜井構成員お願いします。

○浜井構成員 浜井です。

次回会議への要望ということになるのですが、今もお話に出ましたが、令和2年度に新しい手順書というものができまして、コロナウイルスによって最初2年間くらいはなかなか実際の作業はできなかったわけですが、再開後の令和4年度、5年度と、新しい手順書に基づく経験がかなり蓄積されてきていると思います。それで、新しい手順書はそれまでのやり方と大きく変えた部分がありましたので、この2年間の経験で何か問題点とか、改善したほうがいいところとか、そういったことが出てきているのではないかとということも予想されるわけです。

したがって、次回の会議は例年ですと7月くらいに開催されると思うのですが、過去2年間で新しい手順書による実践によって何か問題点が出てきていないか、あるいは改善点はないか、その次に何かつなげていく点はないかということについての整理、あるいは検証ということをぜひこの会議で取り上げていただきたいと思います。

現場からこういった声が上がっているとか、そういったこともあろうかと思しますので、手順書を変えたら変えただけで、あとはどうなっているか、実態がよくこの会議ではつかめないということではなくて、ぜひその点についての御報告と整理、検証をできる範囲でお願いできればと思います。

以上です。

○犬伏座長 次回に向けての事務局への御要望ということをお聞きした次第です。

先ほど、指定法人への指導監査計画については今回フォローアップということで、詳細にどういうふうに変更した、まだここが不足しているというようなことのフォローアップをいただいて、非常にその点については私どもも感謝しているところでございますので、新しい手順書は非常に苦勞して私どもも御指摘をしたりして作成したという記憶がございますので、この新しい手順書について、ちょっとここがやりにくいとか、ここはこういうふうに行っているといったようなことをフォローアップしていただくと、私どもも努力したかいたがったと思いますので、ぜひよろしくお願ひいたします。

特にそれ以外に何か御質問や御要望がないようでしたら、本日の議題は以上ということになります。

それでは、最後に事務局から何か御連絡はございますでしょうか。

○中村課長補佐 事務局の中村です。

冒頭でも申し上げましたが、本日の有識者会議の会議資料につきましては本日、議事録につきましては後日、厚生労働省ホームページに掲載いたしますので、御承知のほどよろしくお願ひ申し上げます。

なお、次回の会議の開催時期につきましては別途、構成員の皆様、オブザーバーの皆様と御相談させていただければと思いますのでよろしくお願ひ申し上げます。

事務局からの御連絡は以上になります。

○犬伏座長 ありがとうございます。

恐らく次回は7月頃かとは思いますが、日程調整についてはまた御相談させていただくこととありますのでよろしくお願ひします。

それでは、以上をもちまして令和5年度第2回「戦没者遺骨収集に関する有識者会議」を終了いたします。

本日は御参加、御出席のほどありがとうございました。